

仕 様 書

1 件 名

文京区観光 PR 動画企画制作業務委託

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 目的

日本や東京都を訪れる外国人観光客が増加傾向にある中、来訪前の情報発信を強化するため、本区の魅力を発信する観光 PR 動画を企画制作する。

制作した観光PR動画については、既存の文京ナイトライフ観光情報サイト(※)等への掲載、SNSや海外旅行会社への情報発信を行うほか、海外の姉妹都市や友好都市、国内の協定締結自治体等と連携して動画を広く周知することで、国内外へ本区の魅力を効果的に発信し、来訪を促進する。

※文京ナイトライフ観光情報サイトURL：<https://bunkyo-night.com/index.html>

4 委託内容

以下(1)～(3)の内容を実施すること。

(1) 事業全体の企画及び運営

文京区観光協会(以下「協会」という。)及び関係各所と連携しながら、事業全体の企画から制作まで円滑に進めること。また、受託者は、本事業の実施に係る事業スケジュールを速やかに作成し、協会の承認を得ること。

(2) 観光 PR 動画の制作

ア 外国人を含む観光客向けに、本区の魅力を発信する観光 PR 動画を制作すること。

イ 制作する動画の種類は、以下のとおりとする。ただし、受託者の提案に基づき協会が認めた場合には、変更ができることとする。なお、それぞれの動画について、サムネイル画像も制作すること。

(1) 尺：180～240 秒程度(1本以上)

主な用途：文京ナイトライフ観光情報サイト及び協会ホームページ、YouTube、交流都市等での放映

(2) 尺：30 秒(1本以上)

主な用途：SNS 及び YouTube 等での放映

ウ 構成や撮影候補施設、撮影時期等については、受託者において本区の魅力が最大限に発揮される内容を提案の上、協会と協議して決定すること。(例：庭園の場合、紅葉や桜が綺麗な時期に撮影する等)

なお、文京花の五大まつりの紹介は必ず含めることとし、別紙「文京花の五大まつり一覧」に記載するまつり開催期間内で、最も適した時期に撮影すること。

また、その他の撮影候補施設については、受託者が提案し、協会と協議の上決定する。

エ 撮影候補施設等への撮影可否の確認や日程調整等を含む連絡調整については、

受託者において行うこと。なお、魅力的な映像を届ける動画の性質上、雨天時は可能な範囲で別日での撮影を検討すること。

オ 撮影や編集に必要な機材や人員等については、受託者において準備すること。

カ 撮影や編集に必要な経費（機材調達費、人件費、交通費、飲食費、撮影や撮影許可取得に必要な経費、各種データ費等）は、全て事業費に含めること。

キ 場合によっては空撮等で映像に迫力を持たせるなど、視覚的な魅力の増進に努めること。

ク 海外にも広く発信することを踏まえ、キャプションやテキスト等を挿入する場合は、日本語と英語の併記にすること。なお、翻訳は、利便性を重視した平明な表現に努めること。

ケ 国内外で長期にわたり活用する動画であることを踏まえて制作すること。

コ 動画の制作に当たり、協会による内容確認及び修正指示の機会を適宜設けること。

(3) 効果的なプロモーションに係る助言及び提案

制作した観光 PR 動画を活用した効果的な広報及び周知等について、適宜協力及びアドバイスをすること。

5 納入成果物

上記「4 委託内容(2)イ」の動画及びサムネイル画像について、MP4 形式データで DVD-R に格納したものを 5 部納入すること。なお、納入期日は令和 8 年 3 月 10 日とする。

6 支払方法

検査合格後、受託者の請求書に基づき一括で支払う。

7 その他

(1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、事業執行担当者と協議の上決定する。

(2) 契約履行上の打合せ及び事業執行にあたっては、予め事業執行担当者と打合せの上、詳細を協議すること。

(3) 本契約の履行にあたり、知り得た秘密（個人情報を含む）は漏らしてはならない。

(4) 本契約の履行に関する情報及び原稿は、本契約の履行目的以外に使用してはならない。

(5) 本業務に基づき納入される成果物の著作権は、全て本協会に帰属し、本協会が当該データの編集等の加工及び、インターネットのあらゆる媒体・手段による公開等の二次利用を行うことができるものとする。

(6) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。

8 連絡先

事業執行担当者

一般社団法人文京区観光協会 担当：竹本・平賀 Tel：03 - 3811 - 3321